

柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定 指摘事項に対する回答整理表

No.	指摘日	該当頁	コメント内容	回答内容	資料等への反映箇所	回答状況	備考
1	2023/11/6	11, 19	原子力安全監視室について、設立の経緯を踏まえて業務や目的等を説明すること。	原子力安全監視室に関する発足経緯や目的等について追記	資料1の21頁に反映	今回回答	
2	2023/11/6	11, 19	発電所での具体的な活動(GAP展開, MO等)について、今まで他部門が担っていた部分と今回新たに原子力安全監視室が担う部分を明確にすること。	原子力安全監視室は、独立した立場で、原子力部門による取り組み(例えば当社主管部門によるMO等)の効果も含め、全体を俯瞰的に観察する旨追記	資料1の22、23頁に反映	今回回答	
3	2023/11/6	全般	令和2年10月に認可された際の審査の過程において、新規制基準適合性に係る原子炉設置変更許可の際の議論を的確に反映したものであることを説明しているが、今回の変更がその内容を変えるものではないことを整理して説明すること。	従前から規定している内容は、当社が回答した文書に基づいて作成した重要な位置づけの内容と考えており、現在の基本姿勢の内容は基本的に変更しない旨追記	資料1の3～5頁	今回回答	
4	2023/11/6	19	核物質防護モニタリング室の核物質防護規定における位置付けも踏まえ、原子力安全監視室を保安に関する組織に位置付けられていない考え方を説明すること。	保安に関する組織から独立した組織の立場とすることで、より一段と客観的なモニタリング活動が可能となる旨追記	資料1の24頁に反映	今回回答	
5	2023/11/6	11, 20	原子力安全監視室について、説明資料では「エクセレンスを追求する組織」とされ、保安規定第2条の3.ではその活動内容として「劣化徴候を把握」とされている。これらの表現が整合しているか確認し、説明すること。	「エクセレンスの追求」と「劣化兆候の把握」の関係を追記	資料1の22、23、38頁に反映	今回回答	
6	2023/11/6	11	モニタリングの対象について、核物質防護規定、保安規定ともに「従業員の意識と行動」とされているが、核物質防護規定についてのみ、その前に「核物質防護に対する」との記述がある。保安規定について同様な記述がなくても対象が明確にできているか確認し、説明すること。	項目内の前文で「社長は、原子炉設置者のトップとして原子力安全の責任を担う」としその実現の方策としての記載であることから「原子力安全に対する」モニタリングである。	本コメントリストにて回答	今回回答	

柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定 記載の適正化箇所

No.	該当頁	適正化内容	完了年月日	備考
1	資料1の 6、39頁	セーフティの保安活動のパフォーマンスは「一定の成果をあげている」と考えていることから「保安活動のパフォーマンスの確実な維持を図る」としているが、さらなる向上の取組みとして「自主的かつ継続的に安全性向上を実現する。」としていることが分かるように修正した。	2023/11/13	
2	— (11/6資料 の25頁削 除)	「保安規定審査基準を踏まえた保安規定への記載方針について」のスライドは、「保安規定変更に対する設置許可との関係について」のスライドにおいて許認可との関係を示していることから削除することとする。	2023/11/13	
3	資料1の 24頁	独立した組織の立場とすることで、保安に関する組織全体を対象とした、より一段と客観的なモニタリング活動が可能となることを記載した。	2023/11/14	
4	資料1の 27、29頁	変更管理の対象の記載がなかったことから、対象を記載した。	2023/11/14	
5				
6				
7				
8				
9				
10				